

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録
HP版議事録

(整理番号0818)

第2回特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

令和4年10月24日 非公開

開催日時	令和4年10月24日	9時28分～10時25分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	定刻より若干早いですけれども、事務局からご報告申し上げます。 本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。 なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。 大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。
事務局	それではただ今から、第2回目の特定最低賃金の専門部会を開催いたします。

	<p>議事進行につきましては、[]部会長にお願いいたします。 よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題の（1）、特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がありますので、お願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日の議事の進行につきまして、ご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくことになります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会にご報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあるうかと存じまして、別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>はい。ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p>
	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、ご質問等ないようですので、事務局説明のとおりいたします。</p> <p>それでは、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでははじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p> <p>[]委員、お願ひいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側[]です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、要求額に関する考え方について、ちょっと触れさせてもらえればと思っております。</p>

まず、今年度の地域別最賃の全国加重平均が 961 円となりました。また、来年度には早期の到達目標とされている 1,000 円に届くと見込まれております。私どもこの群馬県の 4 業種が関わります金属労協では、特定最賃が地域別最賃を下回らないようにという考え方のもと、取組みを行っております。

このことも踏まえまして、先ほど申しましたように、地域別最賃は 1,000 円に届くと見込まれていることですので、特定最賃についても、今年と来年 2 年で最低でも 1,000 円を上回るというような引上げを目指していきたいと考えております。

それも踏まえて、具体的な金額ということですけれども、今年度の意向表明をしました県内の 4 業種、それぞれの企業内最低賃金を加重平均しますと、1,009 円となります。これと鉄鋼の 946 円との差額が 63 円ということになりますので、まずはこの 1,000 円以上の到達を目指すということで、「63 円」を要求させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。

それでは、使用者側委員からも、ご意見をお願いいたします。

使用者委員

はい。使用者側委員の [] です。

使用者側の考え方といたしましては、そもそも特定最賃は屋上屋を架すものという基本的な考え方がありますが、さりとて、検討しないわけにはいかない。ただ、現下の経済環境を見ますと、部材の高騰ですか、エネルギーの高騰、或いは物流の高騰ということを鑑みますと、なかなか特定最賃の額を上げるという状況にはないという判断をしております。

ただし、物価高というのが、従業員・労働者にも大きく影響しているというのも認識しておりますとところでございます。

そこで、私どもが最低賃金で常に参考資料としております、賃金改定状況調査。令和 4 年賃金改定状況調査第 4 表の①②とありますけれども、C ランクの賃金上昇率 1.6%。現行 946 円に 1.6% をかけて 15.1 円。切り捨てで、「15 円」というご回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

部会長

はい。ありがとうございました。

労使双方の意見をご確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「63 円」のご提示がありました。使用者側委員か

	<p>らは「15 円」というご提示でございました。</p> <p>それぞれお考えがあり、ご意見はごもっともであります、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>それでは、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。</p> <p>先ほど、使側の委員から「15 円」ということでいただきましたが、私ども、いくつか金額は用意してございますので。先ほどの「63 円」に代わりまして、今度は 4 業種の加重平均の 1,009 円ということで先ほど考えましたが、まずは 1,000 円の到達ということを目指しまして、現在の 946 円との差額ということで、今回「54 円」ということでの要求をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の [] です。</p> <p>私どもの方も、やはりいくつか考え方を用意してございます。先ほど「54 円」という要求がございましたけれども、少し歩み寄りを考えまして、最初の金額提示では、令和 4 年賃金改定状況調査第 4 表①②を参考として提示させていただきました。今年度より第 4 表③というのが新しく追加になりまして、そちらが賃金上昇率 2.0%、C ランクということでございます。そこで、946 円の 2.0% で 18.92 円、切り下げまして、「18 円」を提示させていただきます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「54 円」のご提示がございましたが、使用者側委員からは「18 円」というご提示でございました。</p> <p>まだ、お互いの示している額の開きが大きいようでございます。もう一步踏み込んでのご提案はできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。</p> <p>「18 円」ということで、少し歩み寄っていただいたのかなとは、</p>

	<p>思っております。先ほど部会長からもありましたように、まだまだ乖離があるということですので、少し踏み込んだ金額にしていきたいなと考えております。</p> <p>考え方としましては、過去3年間の地賃と特定最賃の引上げ額の差が7円開いております。この差額を埋めるというようなことも踏まえながら考えますと、今年の地賃30円とこの7円を足した、「37円」の要求をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からもご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の [] でございます。</p> <p>「37円」という提示がございましたけれども、私どもも少し歩み寄りを提示したいと思いますが、毎年、経団連が春季労使交渉調査を実施しております。そこで、今年度の賃上げ率は2.27%という数字が出ております。それに基づきまして、946円かける2.27%、21.47円。切り捨てまして、「21円」を提示したいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方からご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、示された額につきましては、近づいては来ているものの、まだ開きがございます。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものでございます。</p> <p>この趣旨をお汲みいただいたうえで、ご意見をお願いいたしたいと思います。</p> <p>引き続き、労働者側委員の方から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側 [] です。</p> <p>「21円」ということで、先ほどよりは若干歩み寄っていただいたのかなとは感じておりますが、まだまだ私どもの要求との乖離が随分あるということです。</p> <p>今、部会長からもありましたように、労使で、ということありますので、一旦ここで、労使で協議をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。ただいま労働者側委員から、労使による協議の申出がございました。これにつきまして、使用者側委員の方々のご意見はいか</p>

	がでしょうか。
使用者委員	<p>はい。お互いにいい合意を目指すということで、労使で直接話をさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>■委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員のご同意もございましたので、労使の協議を行っていただきたく存じます。</p> <p>それでは、協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の皆さんお戻り次第、再開いたしたいと思います。</p>
	【協議のため、休会】
部会長	<p>長時間のご協議お疲れさまでございました。それでは、審議を再開いたします。</p> <p>それでは、行っていただきました労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■です。</p> <p>まず、協議の時間をいただきましたことに、感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>結論から申しますと、いただいた時間の中で、労使双方の主張をしつつ、最終的には「30円」の金額で合意を得ることができました。ありがとうございます。</p> <p>経過につきまして、私の方から説明させていただければと思います。</p> <p>まず、私ども労側の方から、やはり特定最賃につきましては、地賃を下回らないという考え方のもと、今年の地賃が30円ということで、引上げ率にしまして3.47%ということでしたので、こちらを反映して、「33円」の要求をさせていただいたということです。</p> <p>それに対しまして使側の方からは、過去に地賃で目標とされたことがあった3.0%。こちらを使いますと、946円に対して3.0%ということでは、28.38ということになりますて、そちらを切り捨てて、「28円」というようなご提示をいただきました。</p> <p>そういう流れの中で、私どもの方から続きまして、県内の4業種の、先ほども申しましたが、企業内最低賃金の加重平均が1,009円ということでした。こちらを、鉄鋼の946円との差額が63円ということになります。冒頭申したように、私どもこの県内のJCM</p>

	<p>の考え方でいきますと、2年で引き上げるというような考え方を持っておりまますので、先ほどの63円を2で除しますと、31.5円となります。こちらを繰り上げて、「32円」ということでの提示をさせていただきました。</p> <p>それに対しまして使側の方からは、地域別最賃の引上げ額を特定最賃が上回るということでは考えられないというようなことから、「29円」とご提示いただきました。</p> <p>この辺でだいぶ近づいてはきているのですが、やはりもう少しの論議が必要だということで、再度論議をした結果、群馬の主要4業種が底上げを図ることで、県内で働くすべての労働者へ適用される最賃の底上げにも繋げて、魅力ある群馬県とすることで人材の流出を防止して、県内企業の活性化に繋がると考えてますということから、近隣県でも地賃にプラス1円で結審されているというような状況もございましたので、それを踏まえて、近隣県との格差を広げないためにも、地賃にプラス1円の「31円」ということでの提示をさせていただきました。</p> <p>そういう流れの中で、最終的には使側委員の先生から、労側が特定最賃が地賃を上回るということに拘っているというようなことも、まあ理解はしてくれるもの、使側としましても、特定最賃が地賃を上回るということは考えられない。その考え方のもと、現状の地賃と特賃には差がある、それを広げることも説明ができないというようなことで、最終的には地賃の目安と同額の「30円」ということでの提示をいただきました。</p> <p>こうして、使側の委員の先生から、ここまで歩み寄っていただいたというようなことを踏まえれば、私どもの労使の関係性についてもございますので、いただいた「30円」で結審させていただいたというような状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま労働者側委員の■委員がおっしゃったことについて、使用者側委員の方々は、こちらの内容ということで、よろしいでしょうか。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側の■でございます。</p> <p>今、■委員からお話をいただいたとおりでございました。</p> <p>私ども、やはり冒頭申し上げましたように、なかなかこの賃金を上げるという状況にないという認識はありますものの、労使の関係等鑑みまして、「30円」ということで、決めさせていただきまし</p>

	た。 以上です。
部会長	ありがとうございました。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員からご発言がございました。 その他の労使委員の方々は、いかがでしょうか。
	【特になし】
部会長	公益委員の方は、ご発言ございませんでしょうか。
	【特になし】
部会長	はい。ありがとうございます。 それでは、ご意見が出尽くしたようです。 まとめさせていただきますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の 946 円から「30 円」引き上げ、時間額で 976 円とする、ということでおろしいでしょうか。 異議は、ございませんでしょうか。
	【異議なし】
部会長	各委員異議なしということですので、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。 大変ありがとうございます。 それでは、今後の手続について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	はい。この後の手続について、ご説明いたします。 全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、ただいまから、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。
部会長	ありがとうございます。承知いたしました。 それでは、一時休会といたします。

【休会】

【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】

部会長 それでは、会議を再開いたします。
事務局から、まずは報告書について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告書の（案）を読み上げさせていただきます。

【報告書（案）朗読】

部会長 はい。ただいま委員の皆様に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、ご報告させていただくこといたします。
続いて、答申文のご説明をお願いいたします。

事務局 はい。説明させていただきます。
本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。

答申文の（案）を読み上げさせていただきます。

なお、別紙は読み上げました報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。

【答申文（案）朗読】

部会長 はい。ただいま委員の皆様に、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長 ありがとうございます。

	<p>ご了承いただきましたことを確認いたしましたので、これをもつて答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【部会長より基準部長へ答申文を手交】</p>
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の方々のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、今後の予定について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ご回答をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>ただいま、■部会長から令和4年度の鉄鋼製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご回答をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月12日に諮詢をさせていただきました。</p> <p>その後、委員の皆様には真摯なご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいりますが、併せて、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>引き続き今後の予定につきまして、2点程ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>鉄鋼につきましては、4業種すべての専門部会において答申をい</p>

	<p>ただいた後に、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>異議申出があった場合には、11月15日（火）に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。</p> <p>なお、異議申出がなく、官報公示の手續が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくこといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。今後の予定について、ご説明がございました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること。また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいって12月29日となること。しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにいたします。</p> <p>最後に、(2)その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
事務局	はい。特にございません。
部会長	委員の皆様から何かございますか。
	【特になし】

部会長	それでは、ご意見等ないようです。 最後にご確認をいたします。 本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったか と思われますが、非公開事項はなしということでおよろしいでしょ うか。
部会長	【異議なし】 はい。それでは、非公開事項はなしと確認いたしました。ありが とうございました。 以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。 これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。 ご審議お疲れ様でございました。